

厚労省「石綿ばく露防止指針」を一部改正

石綿等の切断、剥離剤使用に係る措置など

厚生労働省は、「建築物等の解体等の作業及び石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での石綿ばく露防止に関する技術上の指針」を一部改正します。

厚生労働省は、石綿障害予防規則（「石綿則」）に規定する措置に関する留意事項として、前記の「技術上の指針」を公表しています。

今般、石綿則が一部改正され、令和6年4月1日より、石綿等の切断等の作業において、「湿润化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置」のいずれかの措置が義務付けられました。これを踏まえ、以下のとおり一部改正を行うものです。

（適用期日）令和6年4月1日

《改正の概要》

- (1) 電動工具は、除じん性能を有するものを使用すること。
- (2) 剥離剤を使用する場合は、SDS（安全データシート）を確認し、リスクアセスメントを実施して適切なリスク低減措置を実施すること。
- (3) 呼吸用保護具は、指針が定める性能を有するものであること。

（詳細は厚労省HPに）

厚労省「個人ばく露測定」の精度担保を強化

資格者による測定義務化など法制化へ

厚生労働省は、「化学物質管理に係る専門家検討会」の「中間取りまとめ」を公表しました。

（令和5年11月21日）

現在、測定に専門知識・技能を要する作業場（「指定作業場」）については、作業環境測定士による測定（デザイン、サンプリング、分析）を義務付けて精度を担保しています。一方、個人ばく露測定においては測定実施者の限定がなく、精度を担保する仕組みがない状態になっています。「中間取りまとめ」は、個人ばく露測定の精度を担保するための方策をまとめたもので、資格者による測定義務化などを提言しています。

これに基づき厚生労働省では、次の方向で法令や指針の改正等を進めるとしています。

- (1) 金属アーク溶接作業及び第三管理区分作業場における個人ばく露測定は、特化則、有規則等を改正し、資格者による測定を義務付ける。
- (2) リスクアセスメント対象物質については、「化学物質リスクアセスメント指針」を改正し、資格者による測定を規定する。
- (3) この他、個人ばく露測定の精度を担保するための法整備を進める。（詳細は厚労省HPに）